

# 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の 支給基準について

社会福祉法人 愛あい会

定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」という)の報酬等の支給基準について、次のように定める。

1. 役員等報酬 支給しない

2. 費用弁償

次のとおり費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員等の場合は支給しない。

なお、交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 岡山県内から理事会及び評議員会等に出席した場合の費用弁償

5,000円

(2) 岡山県外から理事会及び評議員会等に出席した場合の費用弁償

20,000円